

第III部

墨田区若者計画

第三部 墨田区若者計画

第1章 墨田区若者計画について

1 墨田区若者計画策定の趣旨

こども・若者を取り巻く環境の悪化や、社会生活を円滑に営む上でさまざまな悩みを持つこども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月に子ども・若者育成支援推進法が施行され、同年7月に同法に基づく大綱として基本的な方針を定めた「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成28年2月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が第2次大綱として策定されました。また、東京都においても、平成27年8月に「東京都子供・若者計画」、その後、令和2年4月には「東京都子供・若者計画(第2期)」が策定され、新たなこども・若者育成支援の方向性が示されました。

さらに、こども・若者を取り巻く状況は大きく変化し、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況がさらに深刻さを増す中、全てのこども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざし、こども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりでこども・若者の健全育成に取り組んでいくため、令和3年4月には「子供・若者育成支援推進大綱」が第3次に改定され、「全ての子供・若者の健やかな育成」「困難を有する子供・若者やその家族の支援」「創造的な未来を切り拓(ひら)く子供・若者の応援」「子供・若者の成長のための社会環境の整備」「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」の五つの基本方針が掲げられました。その後、I-1ページで触れたとおり、こどもに関する大綱を一つに束ねる形で、「こども大綱」が令和5年12月に策定されました。

こうした中、墨田区では、平成31年3月に「墨田区子ども・若者計画」を策定し、「全ての子ども・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができる」を基本理念とし、全てのこども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成に向けたこども・若者育成支援施策を推進してきたところです。

しかし、アフターコロナにおける新たな問題の表出など、特に若者を取り巻く環境が大きく変化する中で、若年無業者(ニート)やひきこもり、児童虐待、いじめ、さらには若者の貧困問題など、若者に関する諸問題が深刻化しています。こうした状況を踏まえ、若者が健やかに成長し、夢や希望を育み、円滑に社会生活を営むことができるよう、より一層の若者の育成支援施策の推進を図るため、「墨田区若者計画」として改定します。

なお、「墨田区若者計画」は、子ども・若者育成支援推進法に定める市町村子ども・若

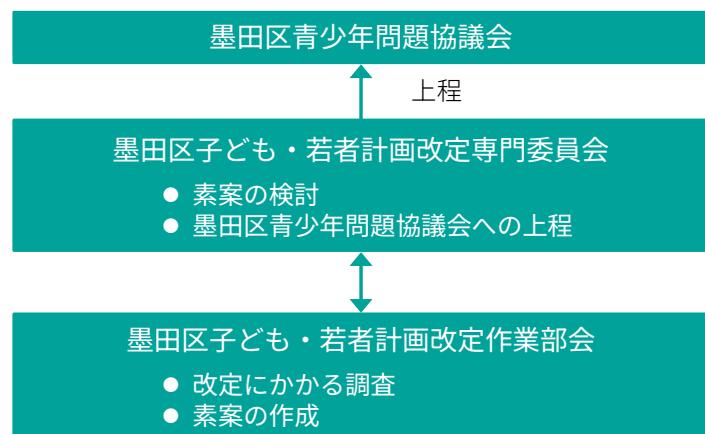
者計画のうち、若者の育成支援に関わる計画として位置付け、子どもに関わる計画は、「墨田区こども計画」に内包されています。

2 計画策定の体制

(1) 策定体制

本計画の策定においては、若者施策に関わる区民や地域団体等の幅広い関係者で構成する「墨田区青少年問題協議会」にて審議しました。

また、計画及び施策等については、「墨田区子ども・若者計画改定専門委員会」及び「墨田区子ども・若者計画改定作業部会」にて検討を行いました。



(2) 実態調査

本計画の策定にあたり、墨田区内の若者が日頃どのような生活を営み、どのような意識を持っているかを把握することで、今後の若者支援施策を進める上での参考資料とするため、令和6年6月から8月にかけ、「墨田区若者実態調査」を実施しました（詳細は第2章2を参照）。

第2章 墨田区における若者を取り巻く現状

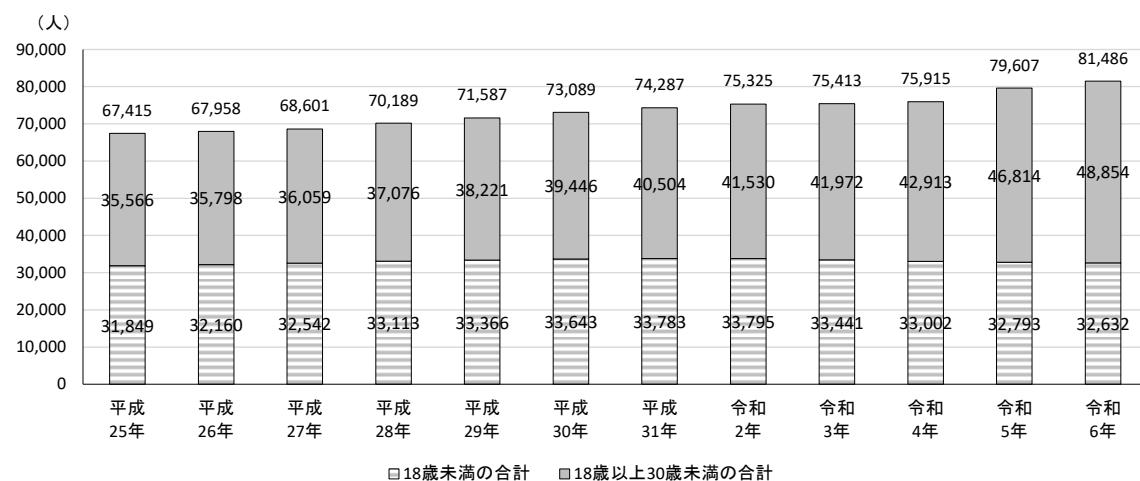
1 18歳以上30歳未満の人口

(1) 18歳以上30歳未満人口の推移

令和6年4月1日現在、墨田区に住む18歳以上30歳未満の人口は48,854人で、平成25年以降増加傾向です。

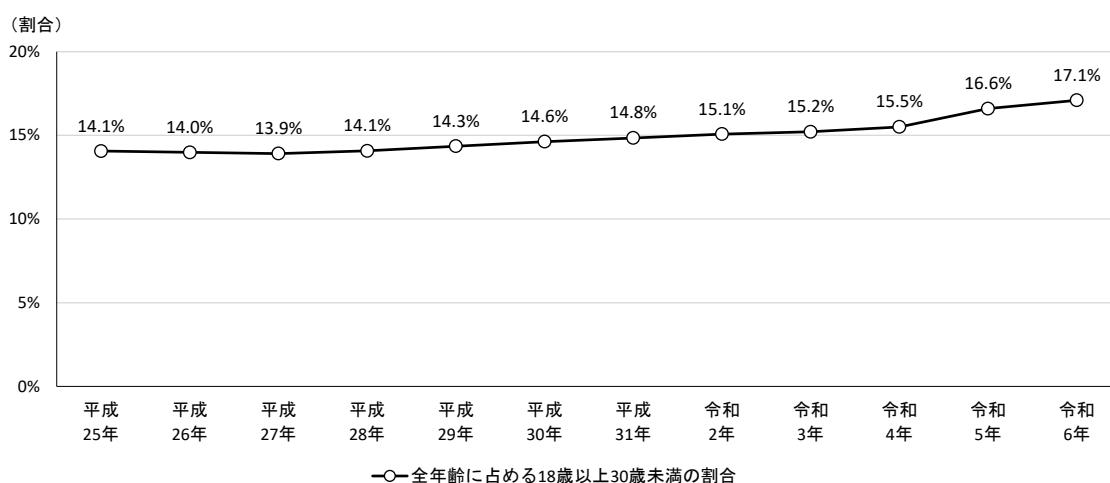
全年齢に占める18歳以上30歳未満の割合は、令和6年4月1日現在で17.1%となっています。

墨田区における30歳未満人口の推移



(各年4月1日現在)

全年齢に占める18歳以上30歳未満の割合



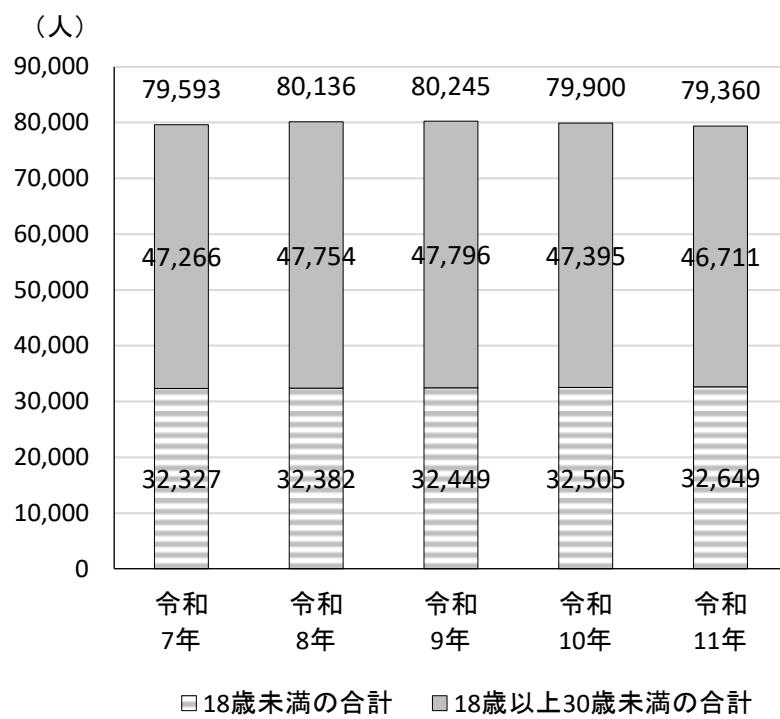
(各年4月1日現在)

(2) 18歳以上30歳未満の人口推計

18歳以上30歳未満の人口の将来推計

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～17歳計	32,327	32,382	32,449	32,505	32,649
18歳	1,850	1,774	1,820	1,885	1,836
19歳	1,836	1,987	1,901	1,949	2,016
20歳	2,037	1,977	2,136	2,042	2,089
21歳	2,201	2,134	2,070	2,233	2,133
22歳	2,792	2,829	2,729	2,634	2,827
23歳	3,430	3,392	3,423	3,288	3,162
24歳	4,277	4,063	4,005	4,027	3,855
25歳	5,062	4,934	4,674	4,593	4,604
26歳	5,592	5,701	5,543	5,237	5,133
27歳	6,026	6,125	6,232	6,048	5,703
28歳	6,131	6,452	6,548	6,651	6,445
29歳	6,032	6,386	6,715	6,808	6,908
18～29歳計	47,266	47,754	47,796	47,395	46,711



資料：墨田区（各年4月1日現在）

2 実態調査結果に見る若者の姿

(1) 調査の概要

○調査目的：墨田区内の若者が日頃どのような生活を営み、どのような意識を持っているかを把握することで、今後の若者支援施策を進める上での参考資料として、調査を実施したものです。

○調査対象：墨田区在住の18歳から29歳（令和6年4月1日基準）を無作為抽出

○調査期間：令和6年6月14日から令和6年8月2日まで

○調査方法：郵送による配布、郵送及びWEBによる回収

○回収状況：下記のとおり

配布数	有効回答数	有効回答率	備考
4,468	885	19.8%	紙回答：399件（45.1%） WEB回答：486件（54.9%）

1) ひきこもり群・一般群の定義

①広義のひきこもり群の定義

本調査では、社会的自立に至っているかどうかに着目して、平成30年度調査と同様に（国が実施している「若者の生活に関する調査報告書」を引用）以下のように定義します。

■ふだんの外出頻度について、次のいずれかに回答した者で、かつ、その状態になってから6か月以上と回答した者

- ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
 - ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
 - 自室からは出るが、家からは出ない
 - 自室からほとんど出ない
-

から

■上記の状態となったきっかけについて、「病気」又は「妊娠」と回答した者

■ふだん自宅でよくしていることについて、「家事・育児をする」と回答した者

■現在の就労状況について、「専業主婦・主夫又は家事手伝い」と回答した者

を除いた者

②ひきこもり親和群の定義

■次の4項目について、すべて「はい」と回答した者、又は3項目に「はい」で1項目のみ「どちらかといえばはい」と回答した者

- 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる
- 自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある
- 嫌な出来事があると、外に出たくなくなる
- 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う

から「広義のひきこもり群」を除いた者

③ひきこもり群の定義

本調査では、標本数の関係から「広義のひきこもり群」と「ひきこもり親和群」に該当する者を「ひきこもり群」として定義して集計しています。

④一般群の定義

回答者全体から「ひきこもり群」を除いた者で、ひきこもり群の抽出に関連する調査項目すべてに回答した者です。

2) インターネット依存者の定義

①インターネット依存者の定義

■インターネットの利用について、次の8項目のうち、5項目以上に「はい」と回答した者

- インターネットに夢中になっていると感じるか
- 満足を得るために、ネットを使う時間を長くしていかなければならないと感じるか
- 使用時間を減らしたり、やめようとしたりしたが、うまくいかなかったことが度々あったか
- ネットの使用をやめようとした時、落ち込みやイライラを感じるか
- 意図したよりも、長時間オンラインの状態でいるか
- ネットのため、大切な人間関係、学校、部活のことを危うくしたことがあったか
- 熱中しすぎていることを隠すため、家族や身近な人にうそをついたことがあるか
- 嫌な気持ちや不安、落ち込みから逃げるためにネットを使うか

②インターネット非依存者の定義

回答者全体から「インターネット依存者」を除いた者で、インターネット依存者の抽出に関連する調査項目すべてに回答した者です。

3) ひきこもり・インターネット依存者

ひきこもり群

回答者数	広義の ひきこもり群	ひきこもり 親和群	ひきこもり群
令和 6 年度調査 885 人	16 人 (1.8%)	104 人 (11.8%)	120 人 (13.6%)

インターネット依存者

回答者数	インターネット 依存者
令和 6 年度調査 885 人	141 人 (15.9%)

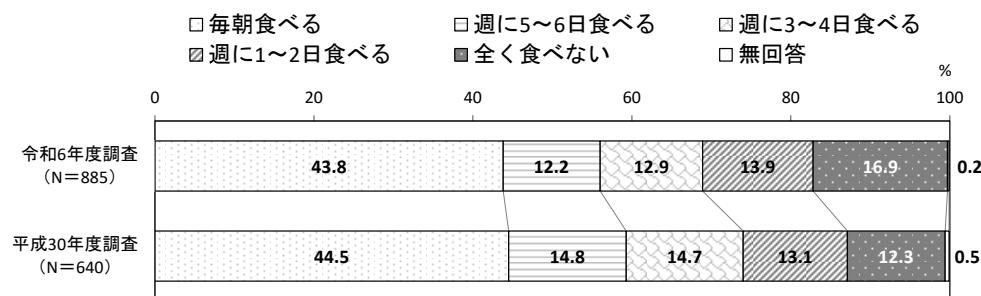
(2) 調査結果

※ 回答は各設問の回答者数 (N) を基数とした百分率 (%) で示してあります。また、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0% にならない場合があります。

1) 朝ごはんを食べる頻度について

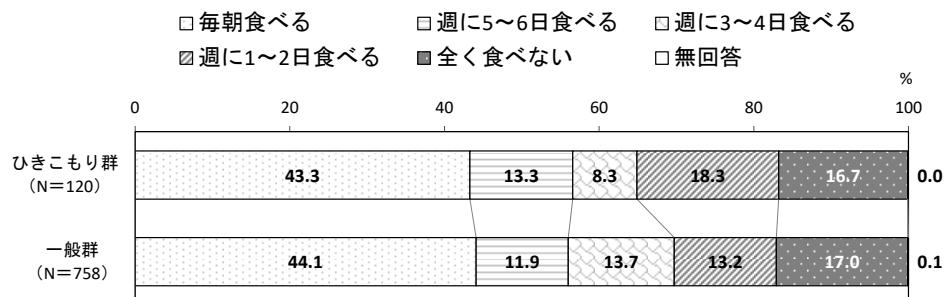
「毎朝食べる」の割合が 43.8% と最も高く、次いで「全く食べない」の割合が 16.9% となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、他と比べて「週に 3~4 日食べる」の割合がやや減少し、「全く食べない」の割合がやや増加しています。



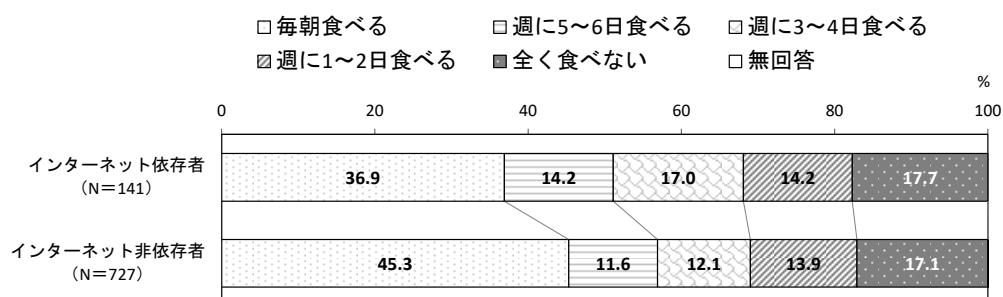
ひきこもり群別

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「週に 1~2 日食べる」の割合がやや高くなっています。



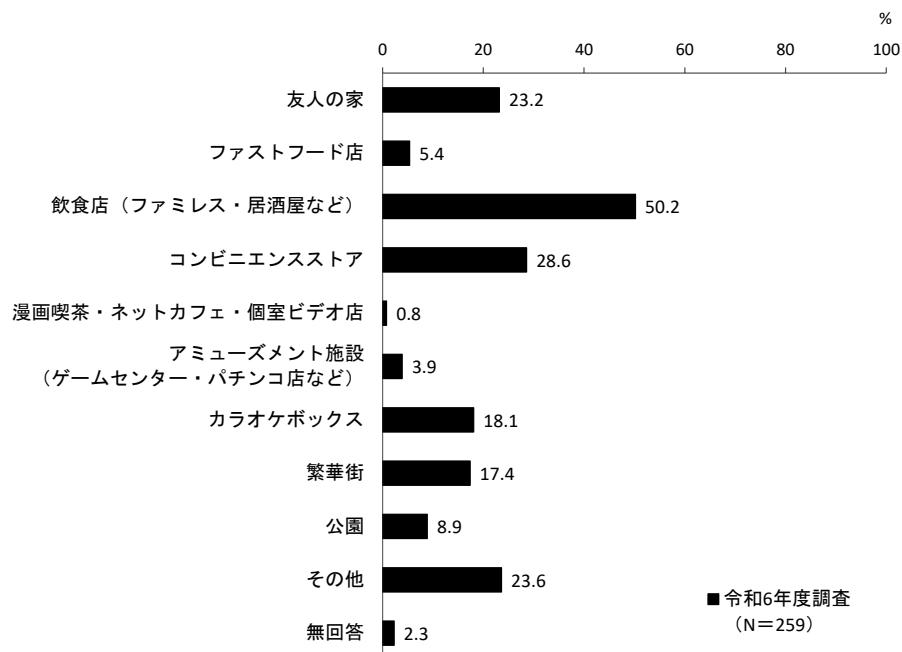
インターネット依存別

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「毎朝食べる」の割合が低くなっています。



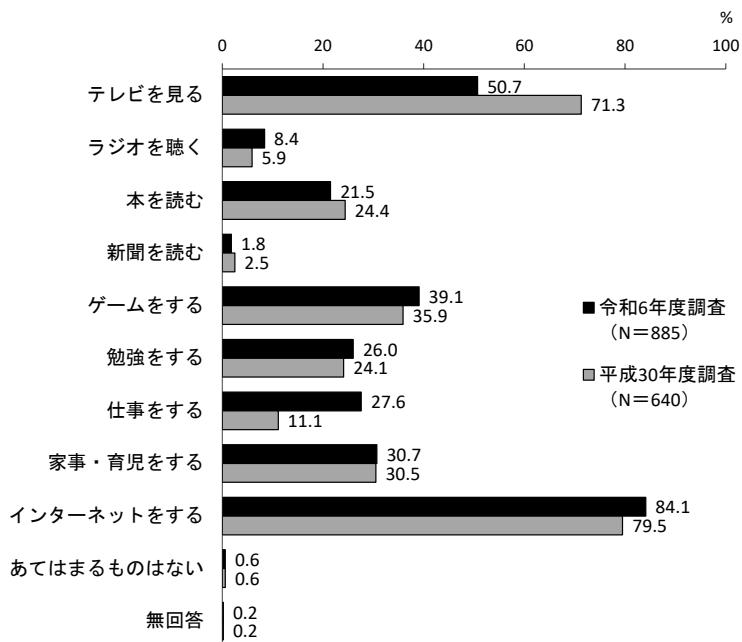
2) 夜間(午後 10 時～翌日午前 4 時)に外出する際にいる場所について

「飲食店（ファミレス・居酒屋など）」の割合が 50.2% と最も高く、次いで「コンビニエンスストア」の割合が 28.6%、「友人の家」の割合が 23.2% となっています。



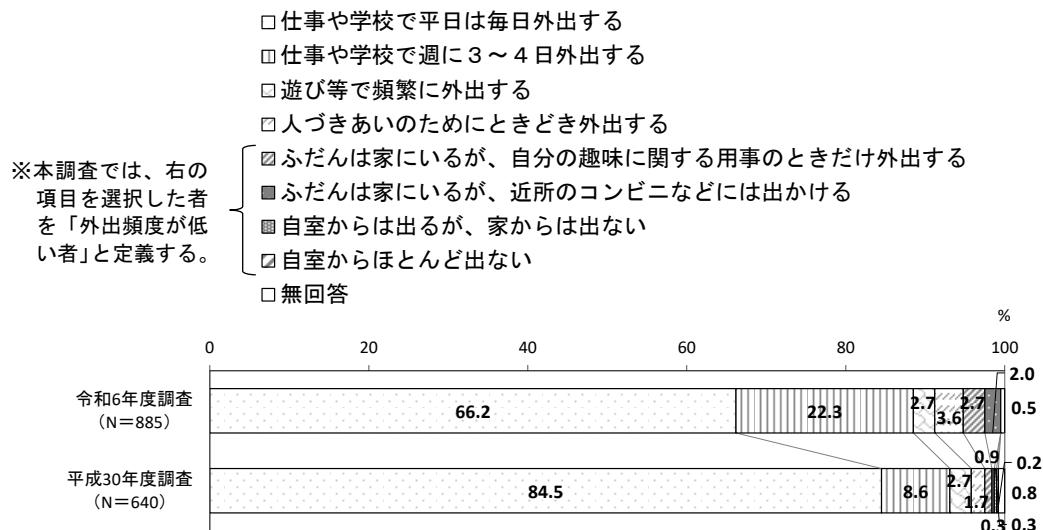
3) 自宅にいるときによくしていることについて

「インターネットをする」の割合が 84.1% と最も高く、次いで「テレビを見る」の割合が 50.7%、「ゲームをする」の割合が 39.1% となっています。



4) 外出頻度について

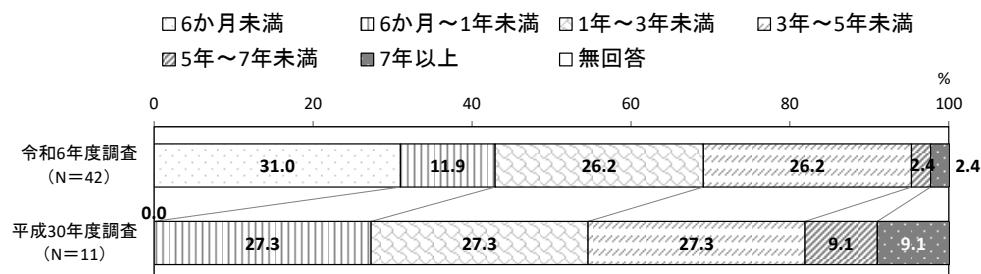
「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が 66.2%と最も高く、次いで「仕事や学校で週に 3~4 日外出する」の割合が 22.3%となっています。



※ 以下5) ~7) は、4)において「外出頻度が低い者」の回答となっています。

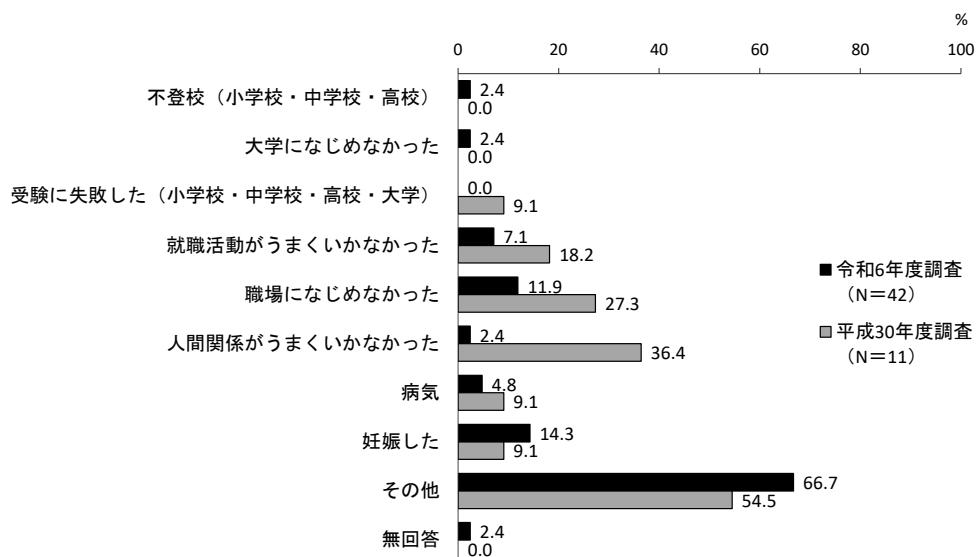
5) 現在の状態（外出頻度が低い状態）になってからの期間について

「6か月未満」の割合が 31.0%と最も高く、次いで「1年~3年未満」「3年~5年未満」の割合がともに 26.2%となっています。



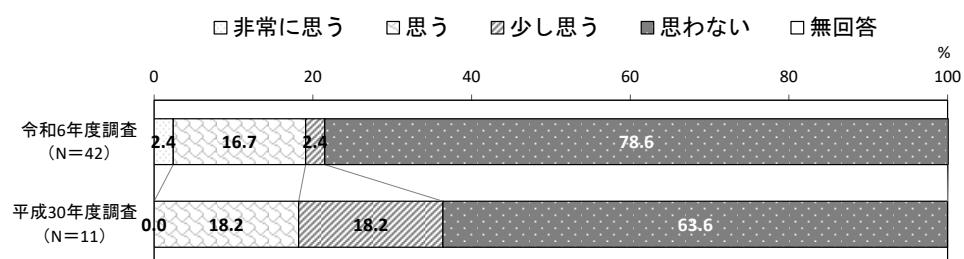
6) 現在の状態（外出頻度が低い状態）になったきっかけについて

「その他」の割合が 66.7%と最も高く、次いで「妊娠した」の割合が 14.3%、「職場にはじめなかった」の割合が 11.9%、「就職活動がうまくいかなかった」の割合が 7.1%となっています。「その他」の意見としては、在宅勤務・テレワークのため、などが挙げられています。



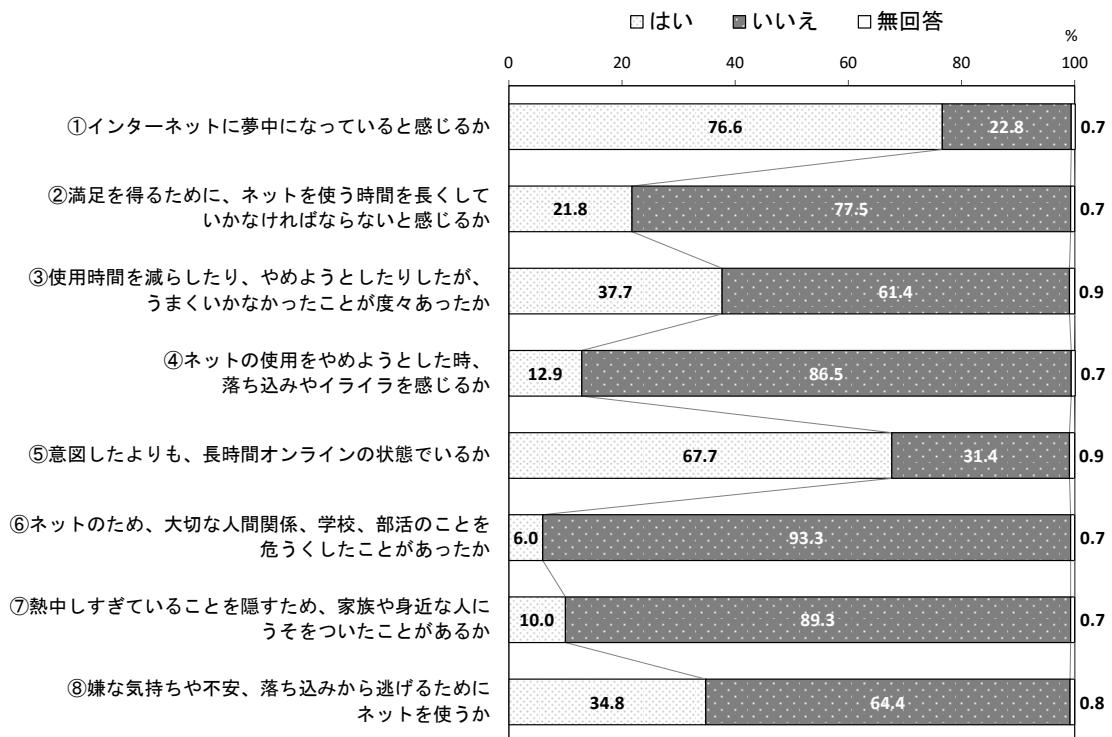
7) 現在の状態（外出頻度が低い状態）を関係機関に相談したいと思うかについて

「非常に思う」、「思う」と「少し思う」をあわせた“相談したいと思う”の割合が 21.5%、「思わない」の割合が 78.6%となっています。



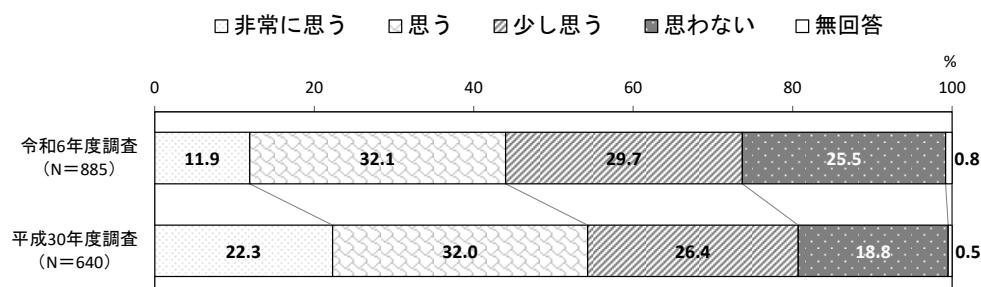
8) インターネットの利用状況について

「①インターネットに夢中になっていると感じるか」、「⑤意図したよりも、長時間オンラインの状態でいるか」で「はい」の割合が6割を超えています。



9) 悩み事を誰かに相談したいと思うかについて

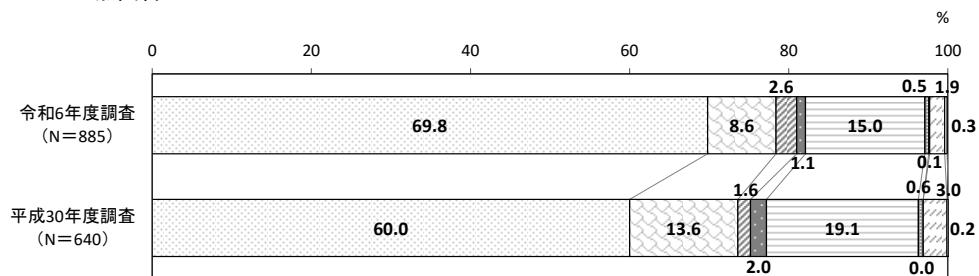
「思う」の割合が32.1%と最も高く、次いで「少し思う」の割合が29.7%となっており、「非常に思う」「思う」「少し思う」をあわせた“相談したいと思う”的割合が73.7%、「思わない」の割合が25.5%となっています。



10) 現在の就労状況について

「勤めている（正社員）」の割合が69.8%と最も高く、次いで「学生（予備校生を含む）」の割合が15.0%、「勤めている（契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト（学生のアルバイトは除く））」の割合が8.6%となっています。

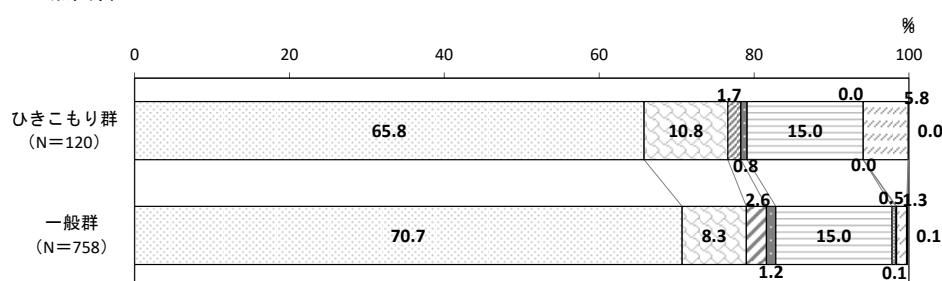
- 勤めている（正社員）
- 勤めている（契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト（学生のアルバイトは除く））
- 自営業・自由業
- 専業主婦・主夫又は家事手伝い
- 学生（予備校生を含む）
- その他
- 派遣会社などに登録しているが、現在は働いていない
- 無職
- 無回答



ひきこもり群別

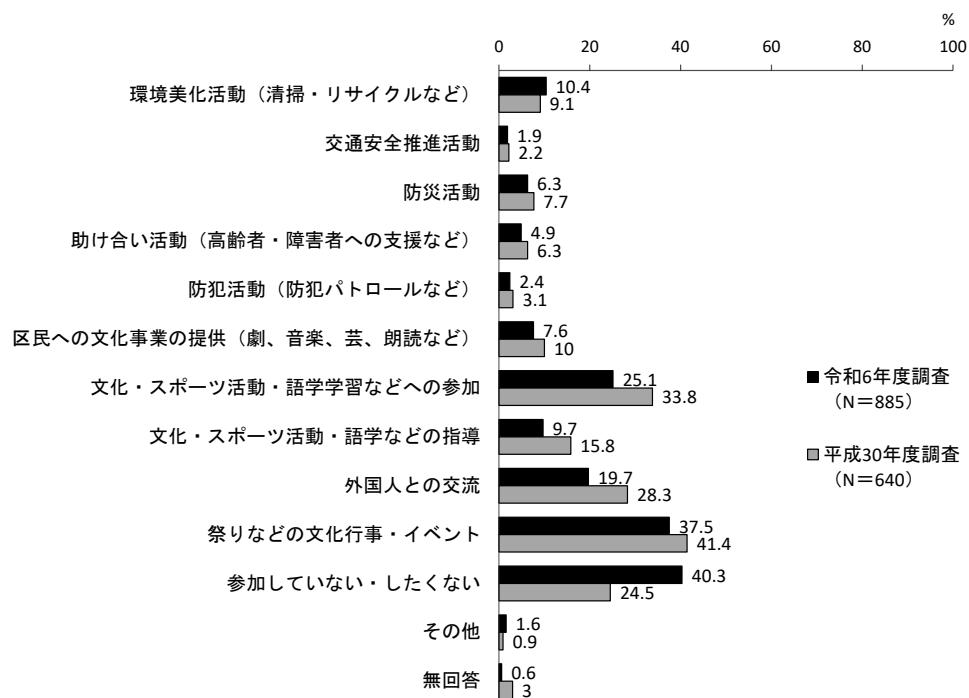
ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「勤めている（契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト（学生のアルバイトは除く））」「無職」の割合が高くなっています。

- 勤めている（正社員）
- 勤めている（契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト（学生のアルバイトは除く））
- 自営業・自由業
- 専業主婦・主夫又は家事手伝い
- 学生（予備校生を含む）
- その他
- 派遣会社などに登録しているが、現在は働いていない
- 無職
- 無回答



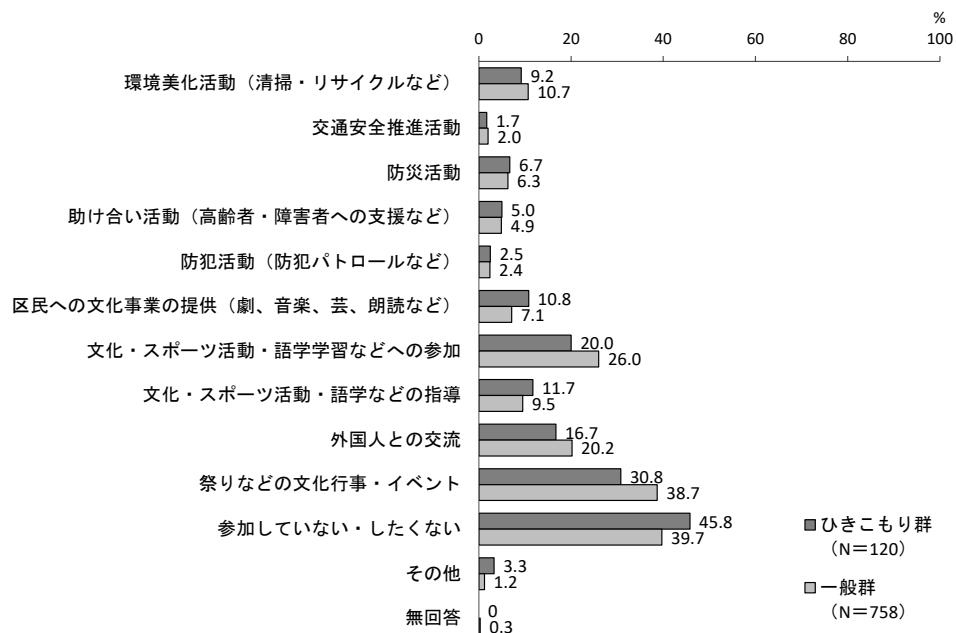
1.1) 実際に参加している地域活動、または参加してみたい地域活動について

「参加していない・したくない」の割合が40.3%と最も高く、次いで「祭りなどの文化行事・イベント」の割合が37.5%、「文化・スポーツ活動・語学学習などへの参加」の割合が25.1%、「外国人との交流」の割合が19.7%となっています。



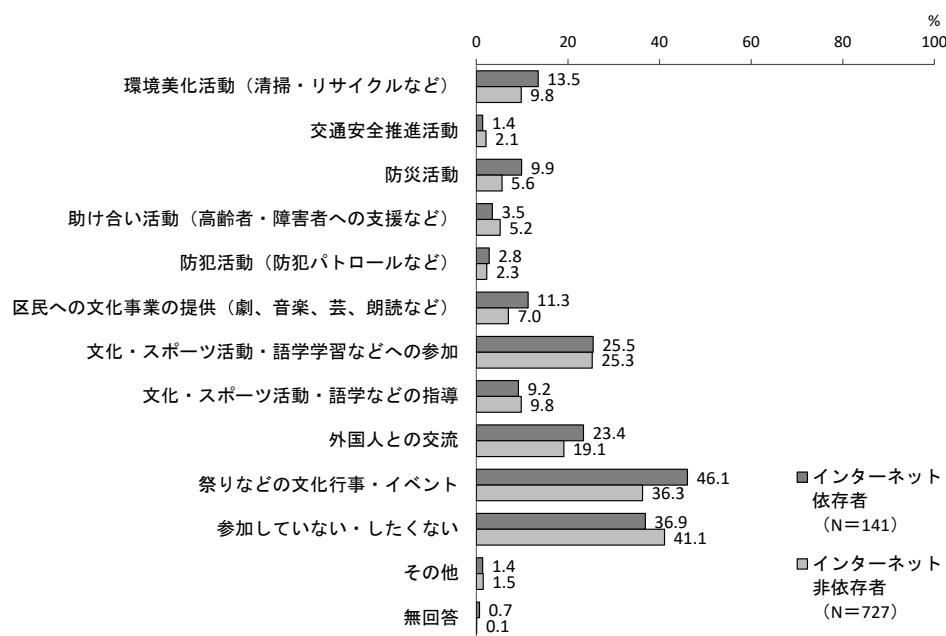
ひきこもり群別

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「参加していない・したくない」とともに「区民への文化事業の提供（劇、音楽、芸、朗読など）」の割合が高くなっています。



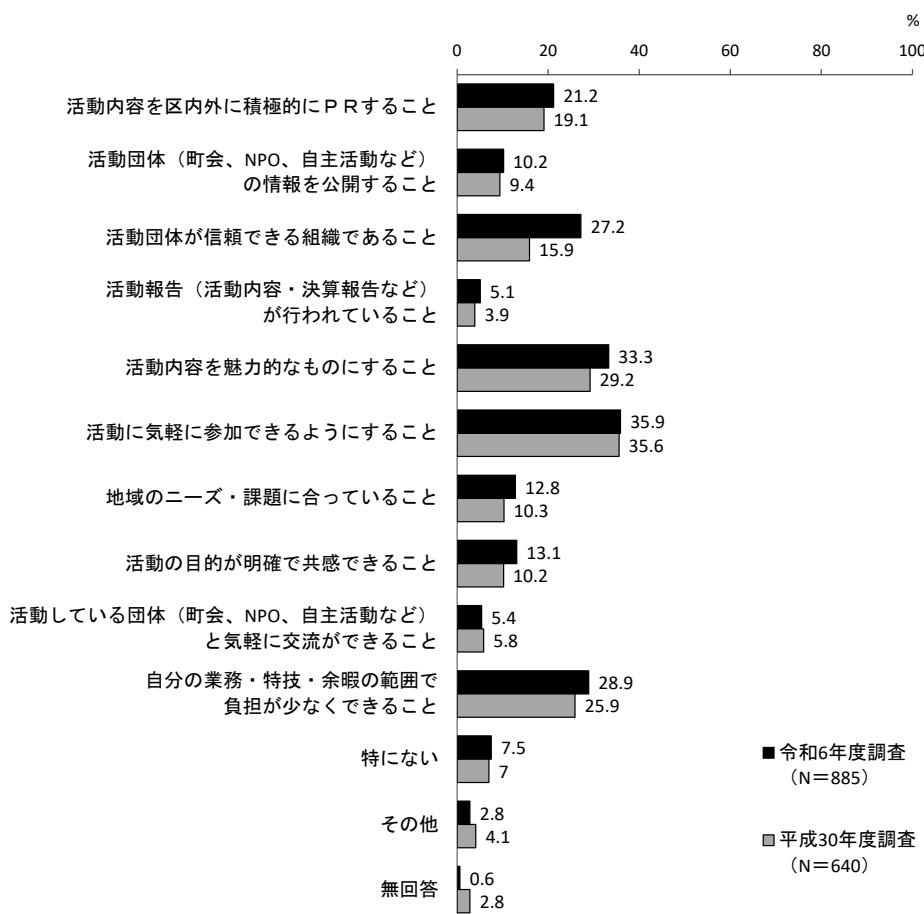
インターネット依存別

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「環境美化活動（清掃・リサイクルなど）」「防災活動」「区民への文化事業の提供（劇、音楽、芸、朗読など）」「祭りなどの文化行事・イベント」の割合が高くなっています。



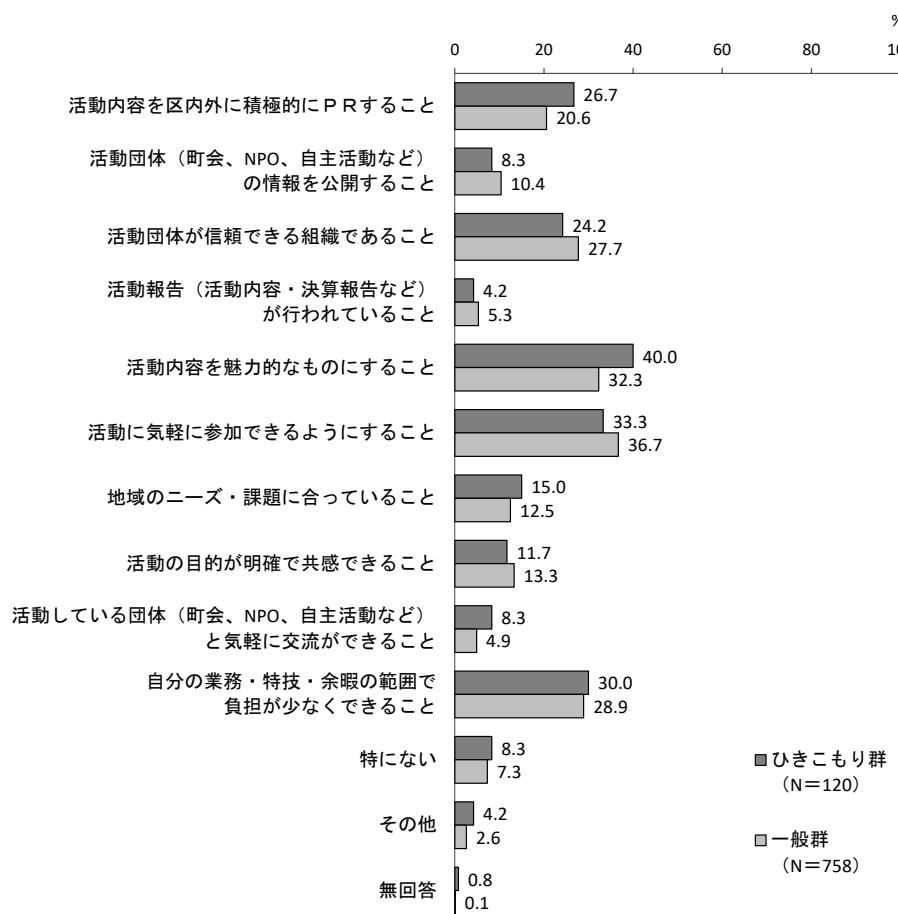
1.2) 地域活動に多くの人が参加するために必要なことについて

「活動に気軽に参加できるようにすること」の割合が35.9%と最も高く、次いで「活動内容を魅力的なものにすること」の割合が33.3%、「自分の業務・特技・余暇の範囲で負担が少なくできること」の割合が28.9%となっています。



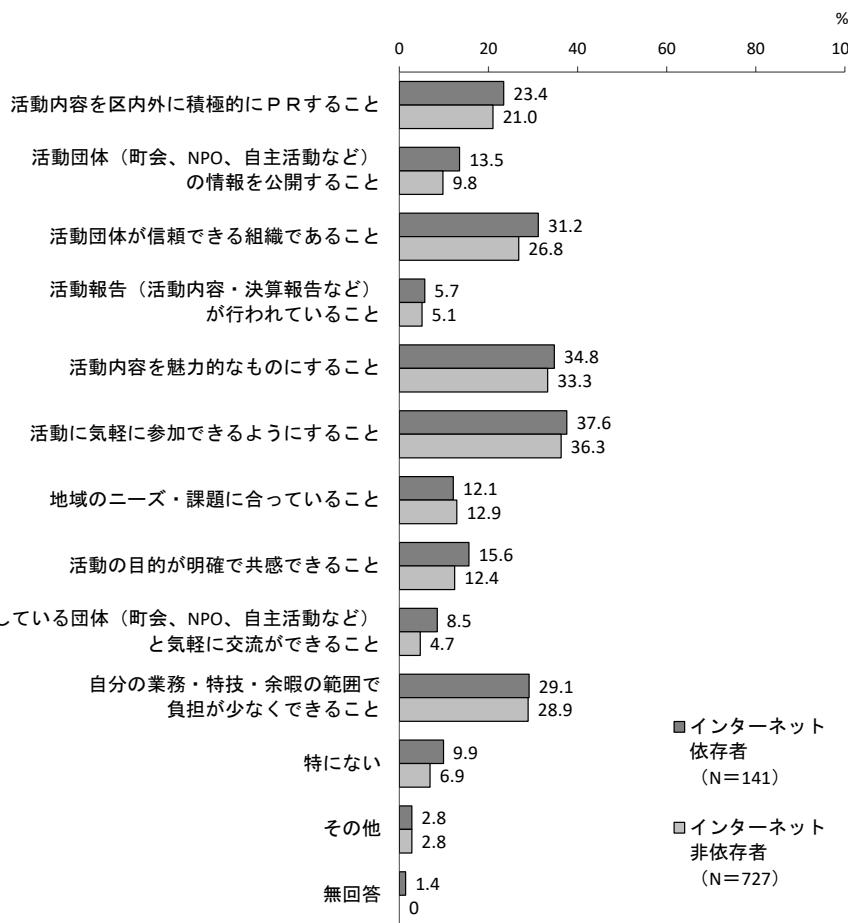
ひきこもり群別

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「活動内容を区内外に積極的にPRすること」「活動内容を魅力的なものにすること」の割合が高くなっています。



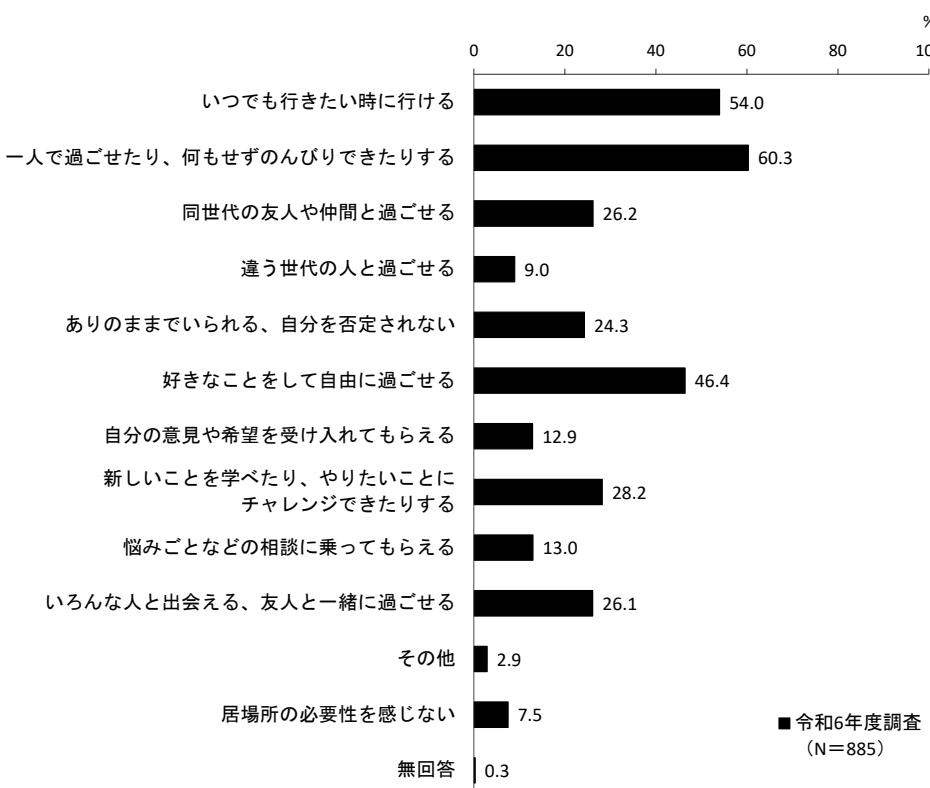
インターネット依存別

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、全体的にインターネット依存者で割合が高くなっています。



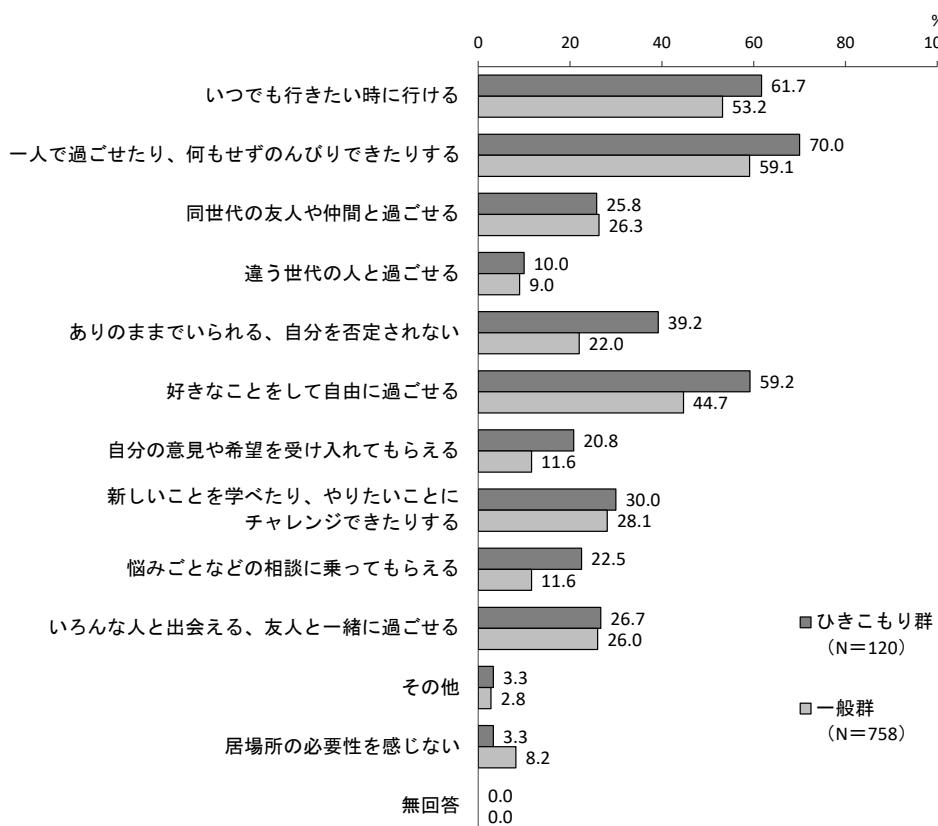
1.3) 仕事や学校、家庭などのほかにあればよいと思う居場所について

「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできたりする」の割合が 60.3%と最も高く、次いで「いつでも行きたい時に行ける」の割合が 54.0%、「好きなことをして自由に過ごせる」の割合が 46.4%となっています。



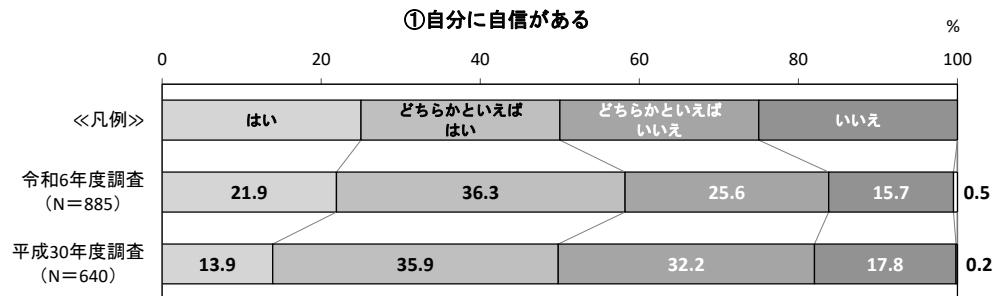
ひきこもり群別

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「いつでも行きたいときに行ける」「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできたりする」「ありのままでいられる、自分を否定されない」「好きなことをして自由に過ごせる」の割合が高くなっています。



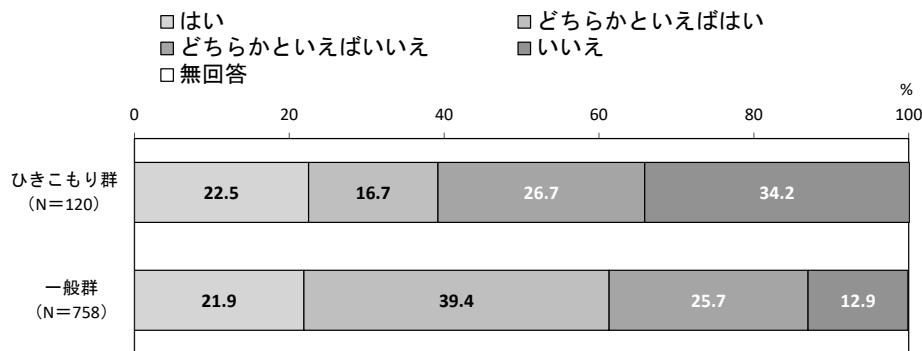
1.4) 自分に自信があるかについて

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”的割合が58.2%、「どちらかといえばいいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”的割合が41.3%となっています。



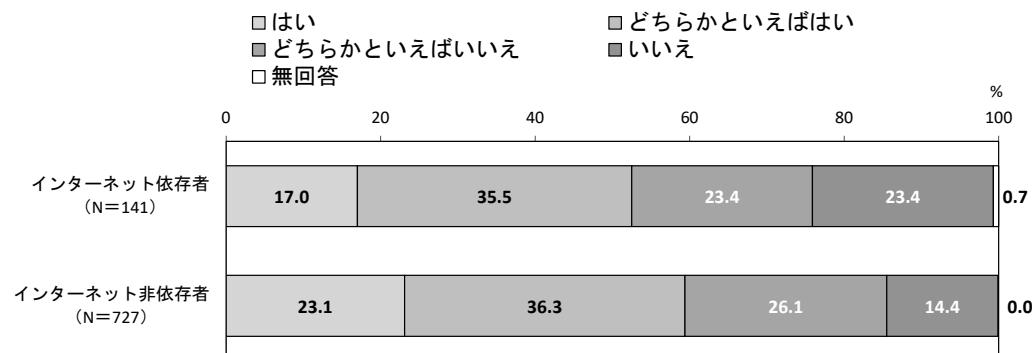
ひきこもり群別

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で“いいえ”的割合が高くなっています。



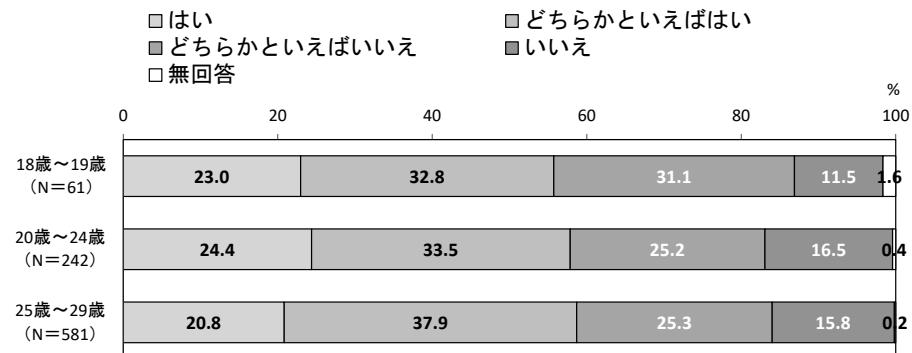
インターネット依存別

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で“いいえ”的割合が高くなっています。



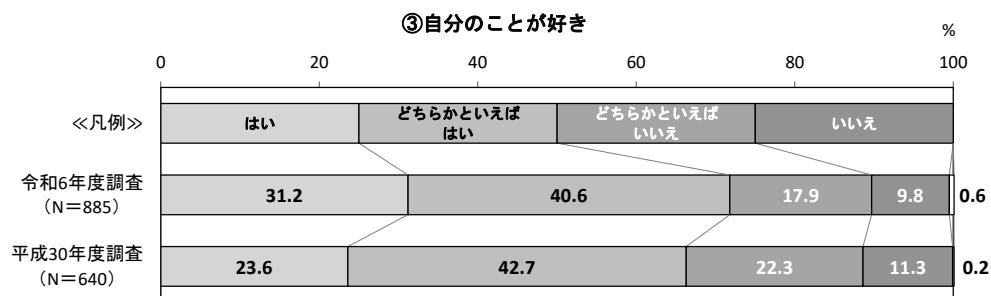
年代別

年代別でみると、「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”的割合は、いずれの年代も50%を超えており、年代が上がるほど高くなっています。



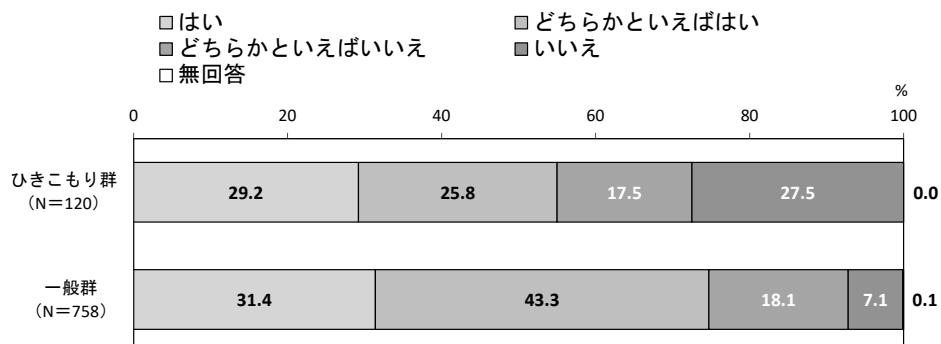
15) 自分のことが好きかどうかについて

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”的割合が71.8%、「どちらかといえればいいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”的割合が27.7%となっています。



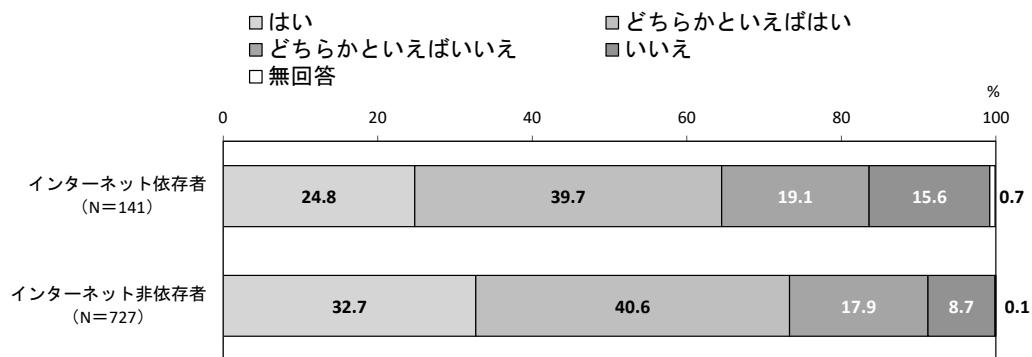
ひきこもり群別

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で“いいえ”的割合が高くなっています。



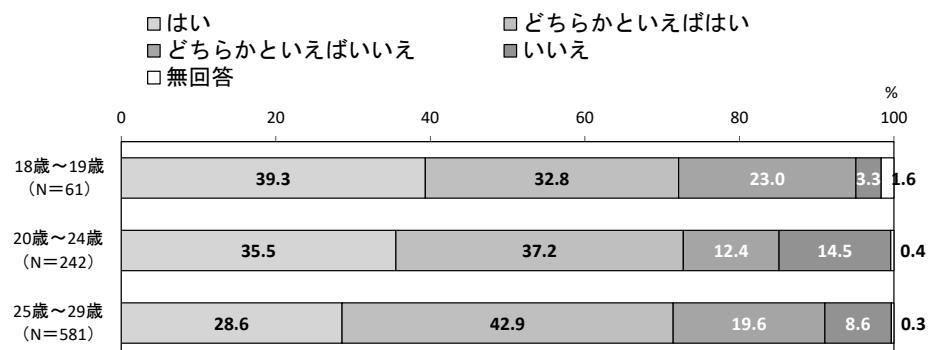
インターネット依存別

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で“いいえ”的割合が高くなっています。



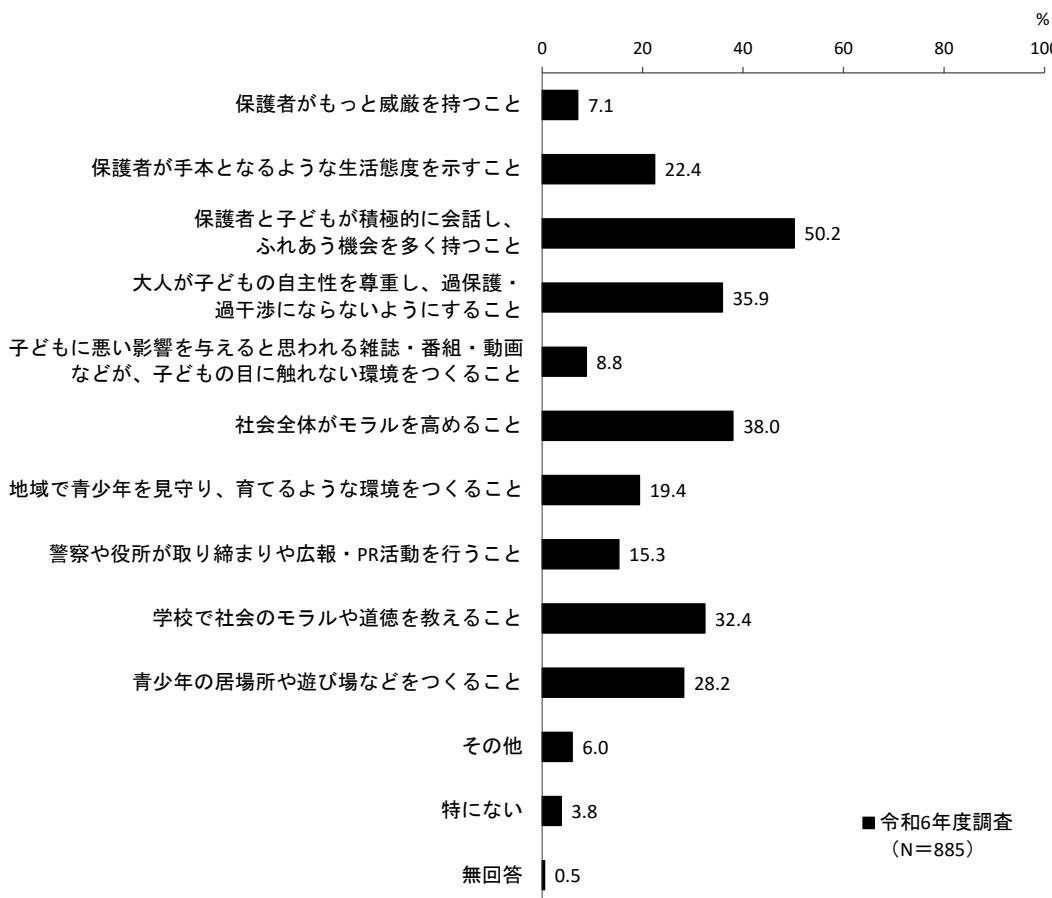
年代別

年代別でみると、「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”的割合は、いずれの年代も70%を超えていました。



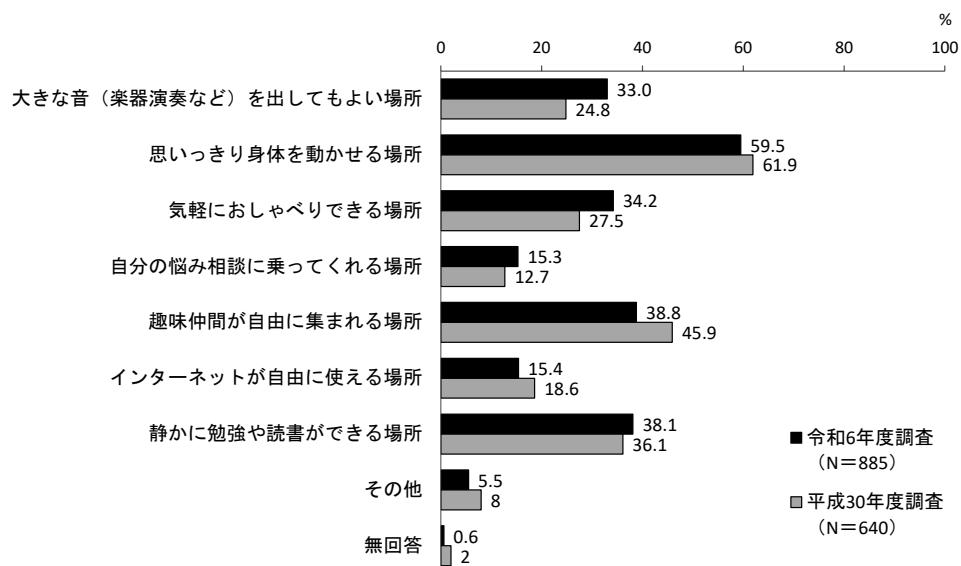
16) 子どもや若者が犯罪や非行に巻き込まれないようにするために必要なことについて

「保護者と子どもが積極的に会話し、ふれあう機会を多く持つこと」の割合が 50.2% と最も高く、次いで「社会全体がモラルを高めること」の割合が 38.0%、「大人が子どもの自主性を尊重し、過保護・過干渉にならないようにすること」の割合が 35.9% となっています。



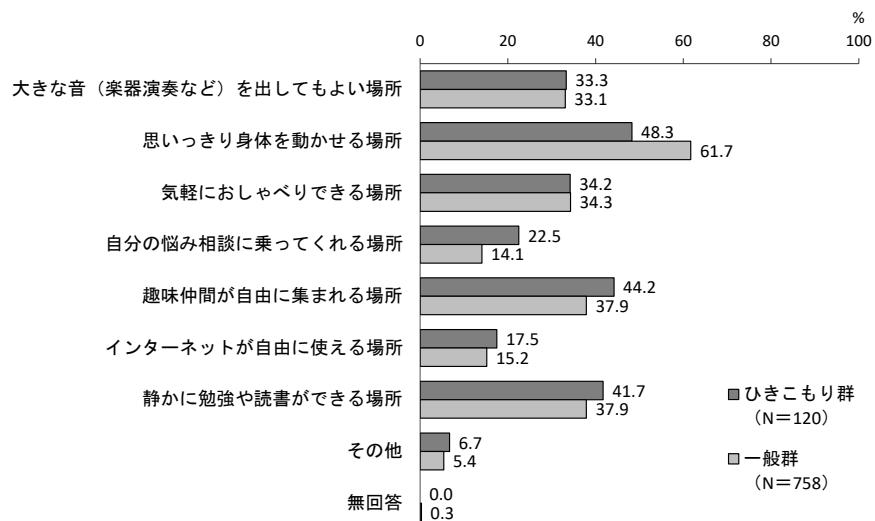
1.7) 墨田区にあればよいと思う若者向けの場所について

「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が59.5%と最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」の割合が38.8%、「静かに勉強や読書ができる場所」の割合が38.1%となっています。



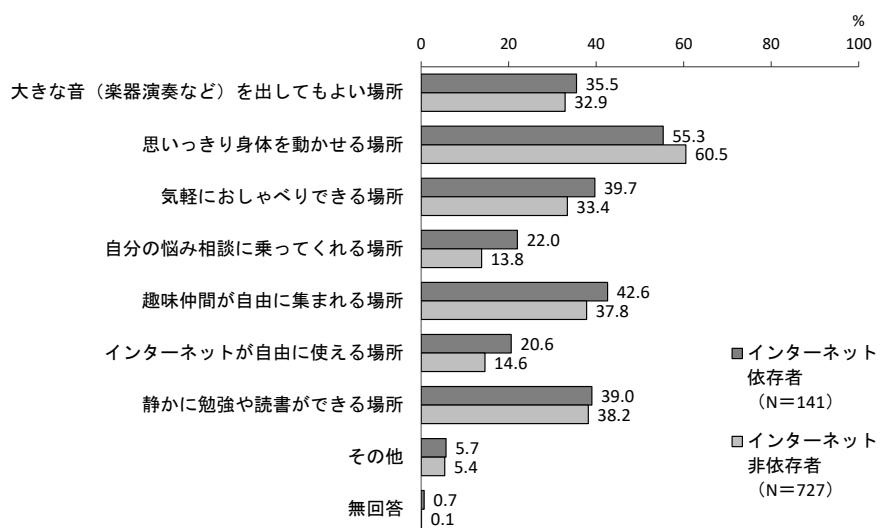
ひきこもり群別

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「自分の悩み相談に乗ってくれる場所」「趣味仲間が自由に集まれる場所」「静かに勉強や読書ができる場所」の割合が高くなっています。



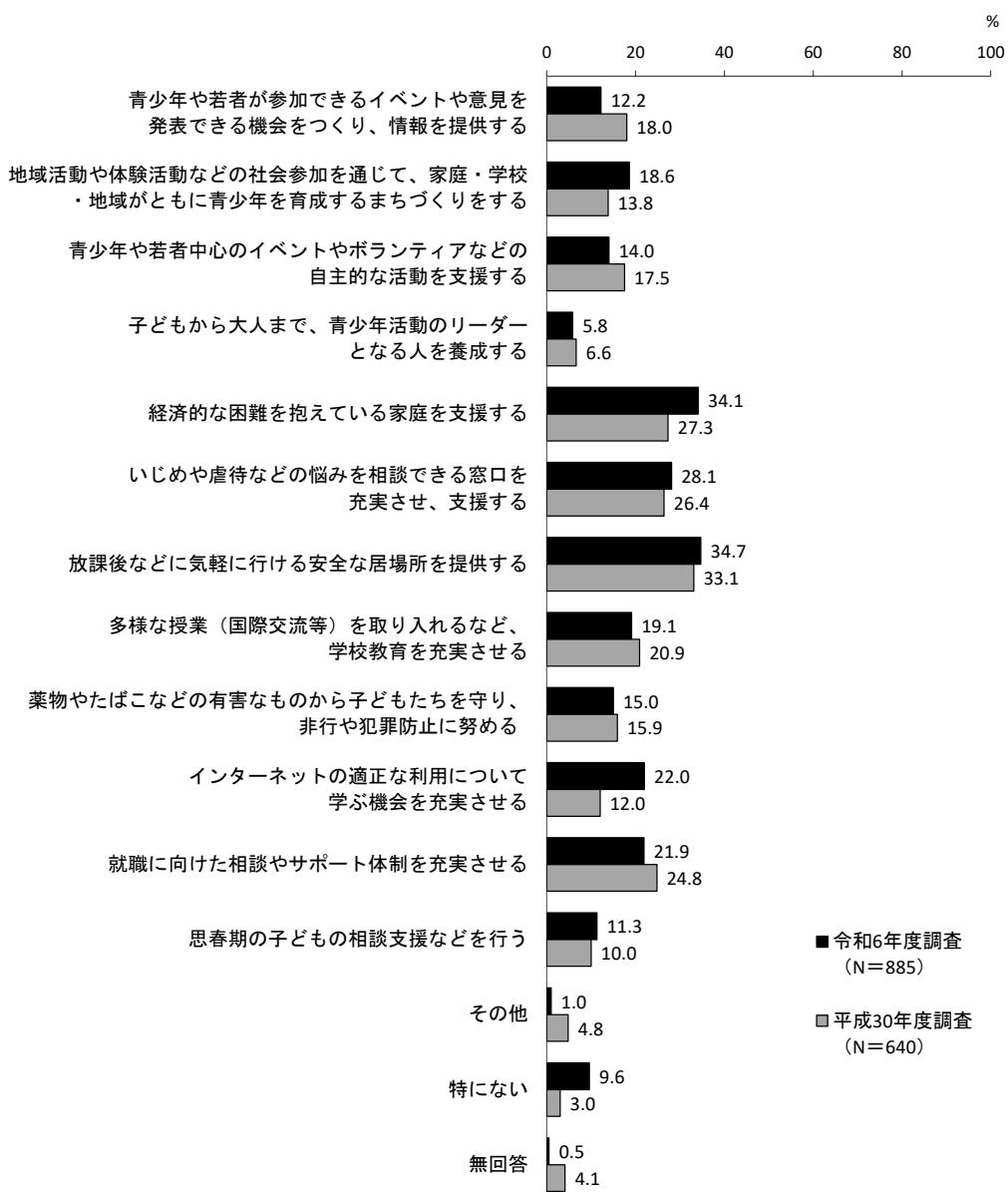
インターネット依存別

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「気軽におしゃべりできる場所」「自分の悩み相談に乗ってくれる場所」「趣味仲間が自由に集まれる場所」「インターネットが自由に使える場所」の割合が高くなっています。



18) 墨田区が取り組む青少年や若者の施策に望むことについて

「放課後などに気軽に続ける安全な居場所を提供する」の割合が34.7%と最も高く、次いで「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」の割合が34.1%、「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」の割合が28.1%となっています。



3 若者を取り巻く現状・課題

こども大綱によると、これまでのこども関連 3 大綱を踏まえた課題認識の一つとして、令和 3 年 4 月に示された子供・若者育成支援推進大綱に関して、社会全体の状況としては、こどもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念、SDGs の推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験と DX の両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応などへの指摘が示されています。

また、若者が過ごす場ごとの状況としては、世帯構造の変化、貧困、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大による弊害といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題への指摘が示されています。

区においては、令和 6 年度墨田区青少年対策基本方針（令和 6 年 7 月）で、青少年をめぐる問題は、核家族化の進行、情報化社会の進展等を背景に複雑化・深刻化しており、インターネットの長時間利用によるネット依存や SNS などをきっかけとしていじめや性被害、また、いわゆる闇バイトから犯罪に巻き込まれるトラブル、薬物乱用などが社会問題となっていると示唆されています。また、薬物に絡む重大事故の発生や乱用、若者の貧困、ヤングケアラーとなることによる生活等への支障、さらに、成年年齢が 18 歳に引き下げられたことに伴い、社会経験や知識等が少ない若者をターゲットにした消費者被害の拡大への懸念とともに、新型コロナウイルス感染症のさまざまな制限からの解放も相まって、若者を取り巻く社会環境の変化は激しさを増し、さまざまな問題として現れてきていることが挙げられています。

令和 6 年度に実施した墨田区若者実態調査結果をみると、ひきこもり群は 13.6%、インターネット依存者 15.9% と、前回調査時（平成 30 年度）よりもいずれも割合は高くなっています。上記に示すとおり、ひきこもりやインターネット依存の課題が深刻化しつつある状況ともいえます。

一方、若者のウェルビーイングにつながる自己肯定感として、「自分に自信がある（58.2%）」と「自分のことが好き（71.8%）」という意識の割合は、いずれも前回調査時よりも上昇しており、今後もそれらを高めていくことを継続して進めていくことが求められます。

加えて、日頃の生活において求める居場所として、のんびりできる場所や行きたい時に行ける場所、好きなことをして自由に過ごせる場所など、気軽に行ける安全な居場所づくり（34.7%）が求められているほか、経済的困難への支援（34.1%）も大きな課題の一つとなっています。

また、墨田区子ども・若者計画改定専門委員会においても、ひきこもりへの対策のほか、薬物やいわゆる闇バイトなどの犯罪増加への懸念が挙げられています。

加えて、若者の自主的な活動やチャレンジを後押しできる場や機会を通じて、若者それぞれの可能性を引き出すことの重要性も問われており、そのための環境や機会づくりとともに、それらをサポートする周囲の理解や意識の醸成も課題となっています。さらに、若者の社会的自立に向けた経済的な困難への支援なども課題として挙げられています。

若者を取り巻く重点課題

- ひきこもり・ニートへの対策
- インターネットによるトラブル防止
- 薬物やいわゆる闇バイトなどの犯罪抑制
- 若者の可能性を引き出す居場所や機会の充実
- 自己肯定感とそれらを支える周囲の理解や意識向上
- 経済的な困難への支援充実

若者の健全育成と
社会的自立への支援

第3章 めざす将来像と基本方針

1 めざす将来像

墨田区若者計画は、墨田区こども計画の基本理念のもと、あるべき姿「こどもまんなかすみだの実現」に向けて、こども大綱を踏まえ、めざす将来像を以下のとおりとします。

めざす将来像

全ての若者が社会的自立を
果たすことができている

本計画においてはこの「社会的自立」を、「自己表現ができる、あるいは自己肯定感を高めることができる場所や機会を得て、ウェルビーイングを生涯にわたって持続させること」と定義付けます。

ウェルビーイングとは「個人や社会の良い状態」のことですが、こども大綱では、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態」とさらに踏み込んで表現しています。そして、その状態は、一人ひとり千差万別のものです。

社会的自立を果たした若者は、そうしたことを踏まえた上で、社会で多くの人と関わり合いながら、自分の意思を持って目標を達成でき、よりよい社会を形成していく一員として、あるいはよりよい自分自身を追求していく個人として、暮らし続けている状態となっています。

2 基本方針

めざす将来像「全ての若者が社会的自立を果たすことができている」社会の実現に向けて、4つの基本方針を掲げ、若者施策を展開していきます。

基本方針 1

若者の健やかな成長に向けた支援を推進します

[方向性]

- (1) 基本的な生活習慣の形成
- (2) 健康づくりやスポーツ活動の推進
- (3) 心身の健康保持の支援

基本方針 2

若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成を応援します

[方向性]

- (1) 多様な居場所づくりや体験の機会の充実
- (2) 若者の地域活動や社会参画の推進
- (3) 職業的自立の支援

基本方針 3

若者一人ひとりの状況に応じた支援を推進します

[方向性]

- (1) 障害のある若者への支援
- (2) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策
- (3) 生活困窮家庭や若者の貧困の対策
- (4) 若者の自殺対策
- (5) さまざまな悩みを持つ若者に対応した支援

基本方針 4

若者の健全育成と自立を支える環境づくりを推進します

[方向性]

- (1) 非行・犯罪への対策
- (2) 社会全体で若者を見守る仕組みの充実
- (3) 若者が安全・安心に暮らせる環境づくり
- (4) 若者への積極的な情報発信・情報共有

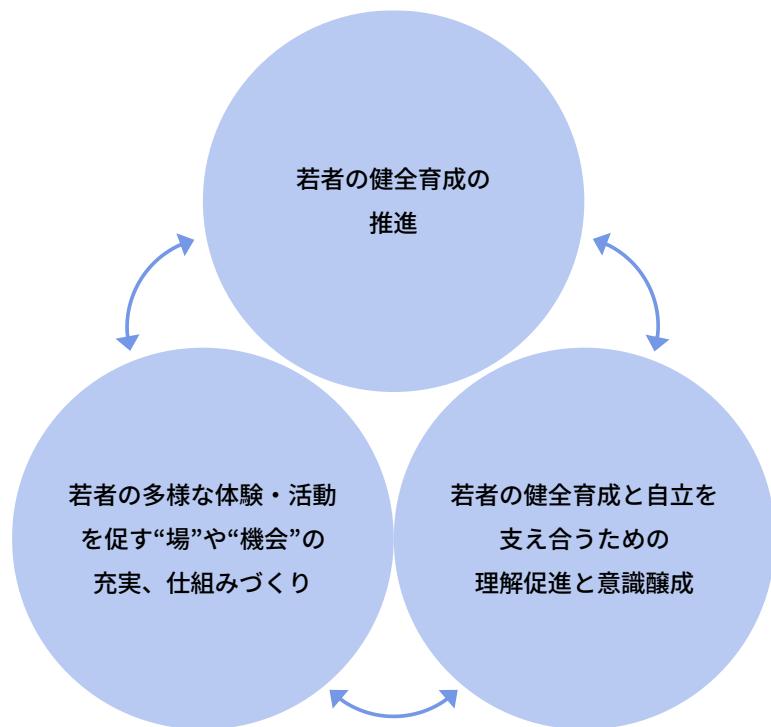
3 施策を推進する視点

昨今の若者を取り巻く現状を背景に、ひきこもりやニート対策、インターネットトラブルや身近に迫る犯罪への対策のほか、一人ひとりの成長を通じて社会的自立につなげるための、若者の居場所やチャレンジできる場と機会の創出、さらには、若者を支える大人や地域社会の理解促進、自立に向けた経済的支援等が重要課題となっています。

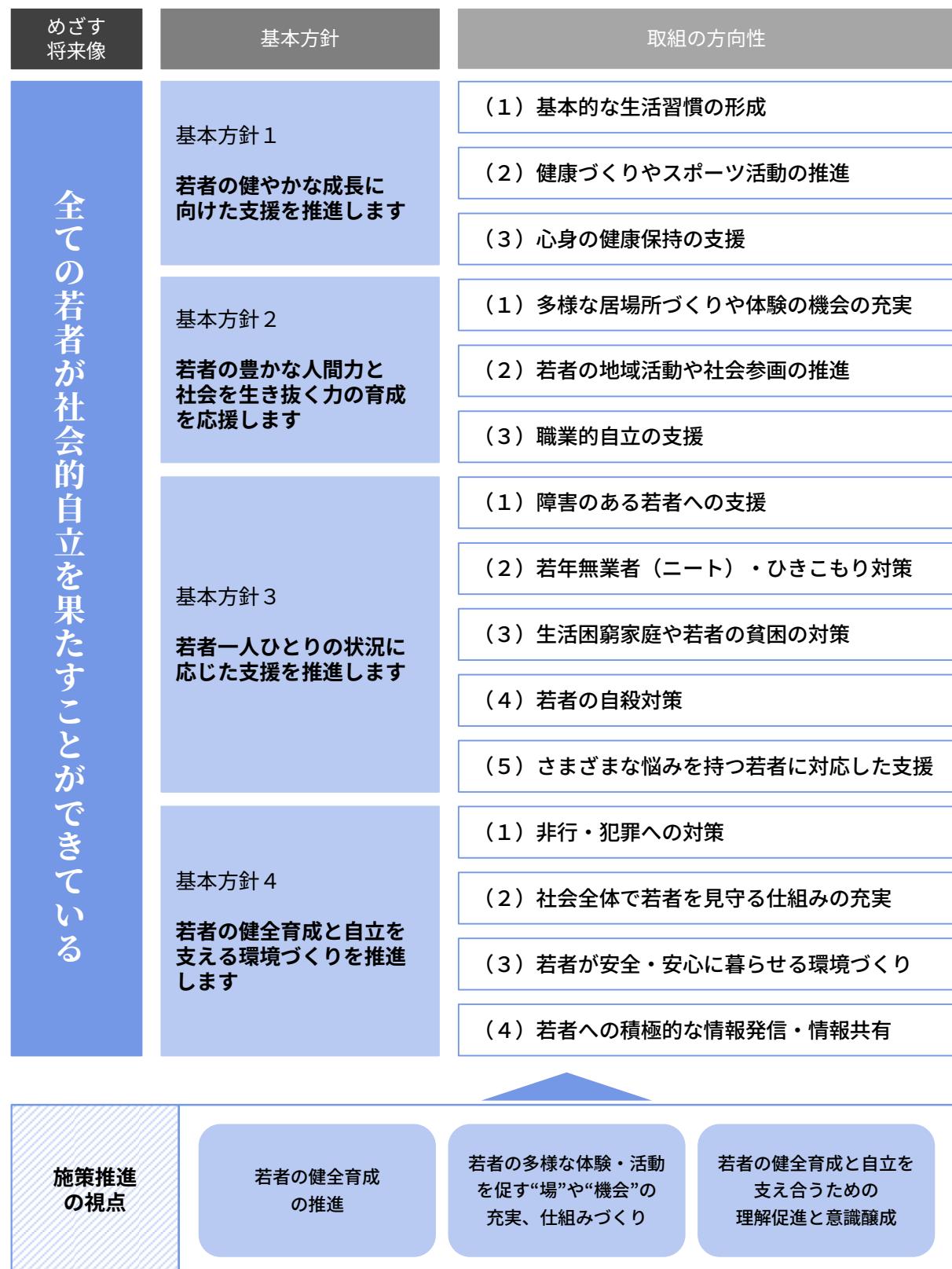
そこで、全ての若者の社会的自立をめざすため、健康づくりや豊かな人間性の醸成など、若者の健全育成の視点がまず必要です。

加えて、それら若者の健全育成を図るための、多様な体験や交流、活動できる場と機会の充実、そして、若者のチャレンジを見守り、支える周囲の理解向上や意識醸成が重要となります。

本計画では、めざす将来像の実現に向けた基本方針及び施策を推進していく上で、以上の視点を持って進めていきます。



4 施策の体系



第4章 めざす将来像の実現に向けた取組

基本方針1 若者の健やかな成長に向けた支援を推進します

現状と課題

○ 食や生活に関する価値観やライフスタイルの多様化が進み、利便性、簡便性が求められる一方、朝食欠食や不規則な食事などが原因と考えられる生活習慣病の増加が問題となっています。令和6年度墨田区若者実態調査（以下「実態調査」という）においても、週4日以上朝食を欠食する割合が30.8%と前回調査時より増えているとともに、区平均21.7%（「健康」に関する区民アンケート調査(令和2年3月)）から大きく上回っています。

「健康」に関する区民アンケート調査によると、食育に対する認知は、全体(57.8%)に対して特に20代男性が低く(36.0%)なっています。

食に関する知識を身に付け、健全な食生活を実践することにより、生涯にわたって「食べる力」を「生きる力」へと育むことが重要です。また正しい食習慣とともに、ストレスやライフスタイルの乱れからくるリスクについても正しく理解する必要があります。

○ 「健康」に関する区民アンケート調査によると、1日30分以上の汗ばむ運動に対して、20代男性では最低1日以上運動をしている割合が5割以上となっている一方で、20代女性は運動していないが7割以上となっており、女性の若者の運動不足の傾向がうかがえます。

若者の健やかな成長には、性別や年齢・障害の有無などに関わらず参画できるスポーツや地域の活動を通じて、体の健康はもちろん、心の健康増進、さらに他者との交流体験を重ねることでのさまざまな感情を味わい、心身ともに成長していくことが重要です。

○ 若者たちにとって、SDGsの目標にもある「ジェンダー平等」は、より身近な社会問題となっています。日本労働組合総連合会の調査によるとZ世代の約9割が社会課題に関心があると答え、その中でも「ジェンダーにもとづく差別」は上位になります。社会における性的マイノリティの生きづらさは、日常的な違和感をはじめ、自身の自己肯定感を低くする要素となる可能性もあることから、ライフプランやアイデンティティへの不安にもつながっています。今後、社会の仕組みの変化と、若者の意識や行動の相乗効果が、ジェンダーギャップの解消につながっていくことが期待されます。

(1) 基本的な生活習慣の形成

「みんなが笑顔で楽しい食環境を通じて豊かな人生を送る」ことを目標に、ライフステージに合わせた食育事業を実施します。

健康づくりに対する知識の普及や、健康管理・生活習慣病予防に役立てるための検診を実施します。

計画事業

食育の推進事業〔事業番号 37〕

食育推進事業〔事業番号 38〕

栄養指導事業〔事業番号 39〕

(2) 健康づくりやスポーツ活動の推進

スポーツを通じて、健康的な体づくりはもちろん、ストレスの軽減、自己肯定感の向上、集中力や注意力の醸成、チームワークや社交性の発展、忍耐力と向上心の養成など、心の健康増進も促します。

計画事業

健康づくりのための普及啓発事業〔事業番号 40〕

区立スポーツ施設整備運営事業〔事業番号 41〕

スポーツ振興事業〔事業番号 45〕

区民健康スポーツデー事業〔事業番号 46〕

総合型地域スポーツクラブ自立支援事業〔事業番号 47〕

健康づくりのための環境整備事業〔事業番号 63〕

スポーツ推進委員の活動事業〔事業番号 145〕

(3) 心身の健康保持の支援

性別を理由に不自由することなく、自分の存在を誇りに思うことができ、また他者と互いに尊重し合える人間性を育みます。

計画事業

男女共同参画に関する各種啓発の取組事業〔事業番号 49〕

若年層に向けた男女共同参画意識の醸成事業〔事業番号 70〕

リプロダクティブヘルス推進事業〔事業番号 71〕

現状と課題

- 令和5年度の「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」において、協調的幸福感の幸福度は、日本では13～15歳が最も高く、年齢があがるにつれて低下し、25～29歳の群で最も低くなるという結果が出ています。また、いずれの年齢層でも自己肯定感との相関が最も高いことから、人生で行っていることへの価値を感じるかどうかが、生活満足度や将来の展望などの価値につながることがうかがえます。
- 実態調査によると、若者の自由な時間を過ごす場所としては自分の家のほか、カフェや飲食店、商業施設が主となっている中、求める居場所としては、行きたいときに行ける、のんびりできる、自由に過ごせる、やりたいことにチャレンジできる、といったものが多く挙げられています。
- そのため、若者が安定した居場所を持ち、自分の将来を切り拓(ひら)くことができると感じられる環境づくり、さらには、社会関係や価値観を育む場や機会が大切になります。若者それがサポートを受けながら、仲間をつくり、将来への意欲を育むことができる機会、また多様性を認識する場や機会をつくることが求められています。
- 実態調査において、実際に参加している、または参加してみたい地域活動について「祭りなどの文化行事・イベント」が37.5%、「文化・スポーツ活動・語学学習などへの参加」が25.1%となっている一方で、「参加していない・したくない」が40.3%となっています。また、地域活動に多くの人が参加するために必要なこととしては、「気軽に参加できること」「活動内容の魅力化」「負担が少なくできること」などが上位に挙げられています。地域コミュニティの活性化に対しても、若者が地域活動に参画しやすい仕組みづくりが求められています。
- 非正規や定収入が見込めない若者が増え、自身を取り巻く環境が不安定で、賃金がなかなか上がらない経済状況を生きている若者も少なくありません。その反面、少子高齢化により労働力の減少が見込まれる中で、若者が社会の担い手として活躍することも求められています。若者の就労や社会貢献に対する意識や能力を育み、自己の職業適性や将来の設計について主体的に考えられるようにするなど、次代を担う若者を望ましい雇用環境へ導く必要があります。こうした現状を踏まえ、職業的自立に必要な能力・態度を身に付けるようキャリア教育・職場体験などの学習活動を行うとともに、個人の資質や能力に応じた就労ができるよう支援していくことが求められています。

(1) 多様な居場所づくりや体験の機会の充実

各種団体との連携を図り、若者の居場所やさまざまな体験・活動の機会づくりを推進します。

計画事業

- こどもの居場所ネットワークづくり事業〔事業番号 43〕
- 地域福祉プラットフォーム事業〔事業番号 54〕
- すみだ生涯学習センター事業〔事業番号 179〕
- 自主グループ等への支援事業〔事業番号 255〕
- 地域力育成・支援事業〔事業番号 280〕

(2) 若者の地域活動や社会参画の推進

地域活動や選挙など、社会参画の機会と情報を提供し、若者の社会参画を促進します。地域の大人を交えた活動、清掃や防災をはじめ、ボランティアなどへの参画を通じて、コミュニティとしての意義や役割、社会に参画するためのスキルや他者との交流する力を育みます。

計画事業

- すみだまつり・こどもまつり事業〔事業番号 48〕
- 総合防災教育事業〔事業番号 146〕
- クリーンキャンペーン事業〔事業番号 178〕
- 夏体験ボランティア事業〔事業番号 252〕
- 学校のボランティア活動普及事業〔事業番号 253〕
- ボランティア推進事業〔事業番号 256〕
- ボランティアセンターの活動事業〔事業番号 257〕
- はたちのつどい事業〔事業番号 281〕
- 若年投票立会人事業〔事業番号 282〕
- 若年啓発グループ事業〔事業番号 283〕

(3) 職業的自立の支援

東京都やハローワーク墨田と連携し、若者の雇用・就労の促進を図ります。また、セミナーやスキルアップの機会の環境整備に努めます。

若者の生活困窮者の自立促進を図ります。

安定した職業生活支援のため、若者と企業のマッチングの機会の提供等、必要な支援を行います。

計画事業

就職・仕事カウンセリングルームの運営事業〔事業番号 58〕

若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援事業〔事業番号 62〕

被保護者自立促進事業（就労支援費）〔事業番号 284〕

住居確保給付金の支給事業〔事業番号 285〕

就職支援コーナーすみだ事業〔事業番号 286〕

求職者支援訓練事業〔事業番号 287〕

職業訓練受講給付金事業〔事業番号 288〕

若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金（国）制度〔事業番号 289〕

合同就職面接会等の開催事業〔事業番号 290〕

人材確保プロモーション支援事業〔事業番号 291〕

人材確保・就職支援コーナー事業〔事業番号 292〕

ヤング相談コーナー事業〔事業番号 293〕

ヤング相談コーナーにおける他機関への紹介事業〔事業番号 294〕

基本方針3

若者一人ひとりの状況に応じた支援を推進します

現状と課題

○ 現在の日本においては、コロナ禍を経てさらに社会の環境（技術的・経済的・労働環境等）の変化は加速しています。その中で、ひとり親世帯や若者の貧困、ニートやひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題は依然として深刻化が進行しています。

また、SNSの広がりの負の側面として、有害情報の氾濫や、いわゆる闇バイトや薬物などの違法行為に巻き込まれることなどの新たな問題が生まれていることから、若者をめぐる環境は悪化しています。そのような現状に対しては、これまでの取組を継続しつつ、新たな視点やより踏み込んだ問題意識に基づいて、若者やその家族の状況を具体的に認識し、それぞれの課題に適切に届く支援を行っていくことが重要です。

○ 発達の課題や障害がある若者が、意欲をもって、社会の中で周囲の人との継続的な関係を築き、自立していくためには、各家庭の状況や個人の特性を踏まえた相談支援体制を充実させ、支えていくことが重要です。そのために、発達段階や障害の性質に応じた教育環境の整備や、能力に応じた就労支援・就労環境の向上を図っていく必要があります。また、発達の課題や障害のある若者が地域社会に参画し、包摂されるための理解促進や、若者の状況に合わせた適切な教育環境を家族が選択していくための支援についても行っていく必要があります。

○ ひきこもり対策として、墨田区では「ひきこもりに関する専用相談窓口」のほか、令和5年11月にはひきこもり支援専用ウェブサイト「すみ家」を開設して、ひきこもりで悩む当事者や家族からの相談を受け、解決に向けた伴走支援を進めています。一方で、実態調査では、ひきこもり群は13.6%となっており、趣味や買い物を除き外出をほとんどしない割合は増加傾向にあります。コロナ禍の影響もあり、またそれ以前から存在している問題による影響でひきこもり状態にいる人は多く、それが長期にわたることもあります。ひきこもりの原因となっている困難や生きづらさを解消していくことが必要であり、居場所、相談できる人や助けてくれる機関と結び付ける体制を強化していくことが重要です。

若年無業者（ニート）においても、その数は増加傾向にあります。困難や生きづらさを抱えているすべての若者に、気軽に相談できる場や、人とのつながりを持てる場を確実に提供するとともに、若者がより社会参画できるような取組を進めていく必要があります。

○ 若者が犯罪・非行に巻き込まれることは、貧困や家庭環境による発達・発育への影響などの構造的で環境的な問題が解消されない限り、抜本的な解決にはつながりません。

また、個々人が持つデジタルデバイスを通じて犯罪者や犯罪組織、またはそれに類する人物・集団と関わりを持つ例が増加していることから、それらのつながりやその契機を把握し、阻止することは、より難しくなっています。

そのような状況においては、若者における犯罪・非行がほかの諸問題と深く関係していることを認識するとともに、意識醸成や啓発活動を行うこと、個別の問題に対処していくことが必要です。また、より簡単に犯罪・非行に巻き込まれうる現在においては、居場所の支援や地域社会とのつながりをつくることでの予防、関わった若者への社会復帰支援の取組が求められます。

○ 単身世帯・ひとり親世帯の増加や雇用・就業構造の変化などによって、生活していくことが困難な世帯が増加しており、生活の困難から抜け出すことができない「貧困の連鎖」という課題があります。

実態調査において、区の若者施策に求めることとして、居場所の提供に次いで、経済的困難への支援(34.1%)が上位となっており、若者への経済的支援は課題の一つとなっています。

これらの課題に対して、関係機関の協力により包括的に対処していくことが求められます。また、若者それぞれの状況に応じた適切な方法をもって、それらに対処していくことが必要です。

○ 言語の違いや国籍・在留資格、家庭環境・所得など要因はさまざまですが、外国にルーツを持つ若者の増加や、異性愛規範や男女二元論が相対化され、それらに対して違和感を表明したり帰属意識を持たなかったりする人の声が徐々に尊重されるようになってきています。そのような若者への支援が特別必要でなくなるまでは、一人ひとりに向き合い声を聴くきめ細かな支援と、それらを取り巻く周囲の人々や地域、社会への働きかけが求められます。

(1) 障害のある若者への支援

障害のある若者が社会の中で就労し生活していくために、基本的なルールや協調性を身につけるためのプログラムを実施します。

就労の環境や工賃を向上させることで継続的な就労を促し、社会の中で自立できるプロセスを整備していきます。

経済的に困窮している家庭に対して、助言や経済的な支援、就労への支援も行っていきます。

計画事業

- 自立支援医療（精神通院）の支給制度〔事業番号 51〕
- 障害児福祉手当制度〔事業番号 149〕
- 児童育成手当（障害）制度〔事業番号 150〕
- 特別児童扶養手当制度〔事業番号 151〕
- すみだ教室事業〔事業番号 278〕
- 就労継続支援事業〔事業番号 295〕
- すみだ障害者就労支援総合センター事業〔事業番号 296〕
- 墨田区福祉作業所等ネットワーク事業〔事業番号 297〕

(2) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策

若年無業者（ニート）やひきこもり、その周囲の人が、それぞれの苦労を話す場を設けることで、問題や課題を明確にし、支援につなげていきます。

無業状態やひきこもり状態を解消し、自立を促していくために、就労意欲を喚起し、その人に合った職や働き方と結び付けるための支援を行っていきます。

計画事業

- ひきこもり支援推進事業〔事業番号 44〕
- 社会参加促進事業〔事業番号 298〕

(3) 生活困窮家庭や若者の貧困の対策

若者の健全な生活を支えるため、生活困窮家庭や貧困を抱える若者への各種支援を行います。

計画事業

- 特定自転車駐車場の使用料減額制度〔事業番号 147〕
- 特定自転車駐車場の優先当選制度〔事業番号 148〕
- 墨田育英会事業〔事業番号 279〕
- 生活困窮者自立支援事業〔事業番号 299〕
- 生活困窮者家計改善支援事業〔事業番号 300〕
- 生活困窮者就労準備支援事業〔事業番号 301〕

(4) 若者の自殺対策

さまざまな悩みの相談窓口や周囲の気づきから、若者の自殺防止の取組を図ります。

計画事業

- ゲートキーパー研修事業〔事業番号 302〕
- すみだ こころと生活の相談窓口事業〔事業番号 303〕

(5) さまざまな悩みを持つ若者に対応した支援

外国にルーツをもつ若者たちが社会の中で生きていくにあたっての障害になっているものについて、非日本語で相談できる窓口を設けることで解決を図っていきます。

個別的支援が必要な若者やその周囲の人が相談できる窓口を設け、話を聞き適切なアドバイスを行うとともに、関係機関と連携を図ることで適切な支援につなげていきます。

個別的支援が必要な若者が自立していくために、その前段階としてカウンセリングやセミナー、ボランティア体験など、さまざまなプログラムを実施していきます。

計画事業

- 母子・父子、女性、家庭相談事業〔事業番号 50〕
- 各種相談の実施事業〔事業番号 52〕
- 性的マイノリティの人の人権等様々な人権問題に関する啓発事業〔事業番号 53〕
- こども・若者への見守り支援事業〔事業番号 55〕
- 外国語相談事業〔事業番号 72〕
- 思春期相談・思春期講演会事業〔事業番号 254〕

基本方針 4

若者の健全育成と自立を支える環境づくりを推進します

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化等の影響により家族のあり方が変わるとともに、地域社会のつながりも弱まり、地域社会における人間関係の希薄化は、地域活動への参画意識を弱めるなど、地域力低下の要因となっています。さらにコロナ禍を経て、インターネットやSNSの普及によりオンラインでの人間関係が進む一方で、リアルなコミュニケーションによる人とのつながりを感じづらく、不安や孤独感に苛(さいな)まれている若者も少なくありません。区内の関連団体との連携や協働により、このような若者の悩みに寄り添いながら若者を見守り、健全育成を支援する仕組みをつくることが求められています。
- 若者が巻き込まれるような性犯罪やインターネットを使った事件が後を絶たず、薬物乱用の低年齢化も憂慮されており、若者たちを犯罪被害から守るための取組や薬物乱用の防止に向けた取組のさらなる充実が求められています。
- まちの環境や治安、日々の生活環境を守り、住みよいまちにすることは、若者たちを犯罪から守るだけでなく、地元愛を育み、地域とのつながりを強め、その循環が若者たちの人間性をより高めることにもつながっていきます。

(1) 非行・犯罪への対策

健全な成長を促し、非行や犯罪へ関わることを予防するために関係機関・団体と連携し、意識の醸成や周知の活動を行っていきます。

予防だけでなく、罪を犯した若者が社会に復帰できるようにするために、保護観察や生活環境の調整を行うほか、その若者を取り巻く周囲の区民の理解と協力を得るための啓発活動を行っていきます。

計画事業

墨田区青少年非行・被害防止強調月間事業〔事業番号 258〕

更生保護活動事業〔事業番号 259〕

社会を明るくする運動事業〔事業番号 260〕

(2) 社会全体で若者を見守る仕組みの充実

若者の健やかな成長を多面的にサポートするため、地域に根差した団体やその連携によるネットワークなどの仕組みづくりを通じて若者を社会全体で見守ります。

地域で若者の非行防止や健全育成を推進し、支える人材を育成するなど、活動団体の支援を行います。

さまざまな媒体を使った方法での情報提供やライフステージに合わせた相談支援を図ります。

計画事業

家庭と地域の教育力充実事業〔事業番号 42〕

民生委員・児童委員活動事業〔事業番号 56〕

協治（ガバナンス）まちづくり推進基金事業〔事業番号 57〕

ワーク・ライフ・バランス推進事業〔事業番号 73〕

青少年問題協議会の運営事業〔事業番号 153〕

地域教育懇談会事業〔事業番号 261〕

青少年委員活動の推進事業〔事業番号 262〕

青少年育成委員会活動への支援事業〔事業番号 263〕

(3) 若者が安全・安心に暮らせる環境づくり

犯罪発生の抑制や治安の向上、道路のバリアフリー化や通行空間の整備など、安全・安心なまちづくりを推進します。

計画事業

- 防犯パトロールカーによる巡回事業〔事業番号 59〕
- 交通安全普及啓発事業〔事業番号 60〕
- 公園等新設・再整備事業〔事業番号 64〕
- トイレ改築事業〔事業番号 65〕
- 道路バリアフリー整備事業〔事業番号 66〕
- 歩行者・自転車通行空間再整備事業〔事業番号 67〕
- すみだ良質な集合住宅認定制度〔事業番号 68〕
- 子育て世帯等定住促進事業〔事業番号 74〕
- 住宅修築資金融資あっせん事業〔事業番号 75〕

(4) 若者への積極的な情報発信・情報共有

さまざまな若者向けの取組や機会などの情報が広く若者に届くよう、多様な手法を用いて積極的に情報発信を行います。

計画事業

- 危機情報のメール配信事業〔事業番号 61〕
- 各種広報媒体による情報発信事業〔事業番号 69〕

